平成２２年（フ）第１０２号
神奈川県平塚市大原３－８平塚スカイハイツ614、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居190番地２
破産者　古屋　文信
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市大原３－８平塚スカイハイツ614、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居190番地２
破産者　古屋　一江
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
山梨県中央市山之神22番地22、申立時の住所山梨県南アルプス市在家塚2234番地72
破産者　細内　元彦
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６０号
福岡県宗像市赤間３丁目４番26号
破産者　白木　正之
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８６０号
札幌市豊平区月寒東３条８丁目５番21号
破産者　石井　　薫
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２号
福島市北沢又字古屋敷西１番地の12
破産者　渡辺　信幸
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
福島県相馬郡飯舘村草野字向押37番地
破産者　針生　裕二
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７７号
横浜市戸塚区汲沢町1154番地３　石井第５ハイツ103号
破産者　櫻井　　清
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７１号
愛知県豊田市足助町東井ノ上１番・２番合併地、従前の住所愛知県蒲郡市清田町橋詰32番地10，33番地３合併地
破産者　香ノ木　茂
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
愛知県碧南市伊勢町１丁目９番地　レジデンスマルヨＡ棟101号、旧住所愛知県知多郡武豊町字砂川３丁目74番地
破産者　多田商会こと　多田　正克
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
愛知県豊川市足山田町下平81番地３
破産者　植松　孝一
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６５号
Ｍｏｔｅｌ　ＱＵＹＥＮＱＵＹＥＮ202　Ｄ／Ｃ：Ｋ２／８Ｂ　Ｋｈｕ　Ｖａｎ　Ｈａｉ－ＴＴ．Ｌｏｎｇ　Ｔｈａｎｈ　Ｈｕｙｅｎ　Ｌｏｎｇ　Ｔｈａｎ－Ｔｉｎｈ　Ｄｏｎｇ　Ｎａｉ．　ＶＩＥＴＮＡＭ、住民票上の住所愛知県豊川市三蔵子町大道52番地の１
破産者　植松　淳一
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７４６号
熊本市水前寺３丁目14―25　1204号、住民票上の住所熊本市坪井６丁目17番16号
破産者　木村　賢治
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８９号
宮崎市堀川町164番地
破産者　木脇　恵子
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
宮崎県日向市大字財光寺1095番地
破産者　生藤　　義
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１１８号
富山県高岡市五十里4913番地
破産者　谷口　忠志
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２６６１号
福岡市早良区梅林７丁目19番５号
破産者　松本　廣美
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４９号
福岡市城南区鳥飼６丁目９番18号
破産者　南雲イツ子
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０号
北海道稚内市声問３丁目11番６号
破産者　田中　俊介
１　決定年月日　平成23年４月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部